

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の概要

平成24年12月
資源エネルギー庁

1. ガイドライン策定の経緯

- 本年3月に「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」が取りまとめた報告書において、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則として入札を実施すべきである旨の方針が示され、行政において指針を策定・公表することとなった。【参考1】

2. ガイドラインのポイント

- 一般電気事業者が1000kW以上の火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合、自社及び他の発電事業者が、発電設備の既設・新設を問わず応札することが可能とする（※）。
（※）ただし、平成24年度の供給計画に平成30年度までに運転開始するものと記載されている電源や、緊急設置電源等は対象外。
- 一般電気事業者が入札要綱を策定するに当たっては、提案募集（RFC）を実施するとともに、中立的機関（総合資源エネルギー調査会に委員会を設置すること等を想定）の事前審査を受け、入札要綱の中立性・公平性を高める。
- 入札を実施する一般電気事業者は、発電事業者に対して系統情報等必要な情報を可能な限り広く公開・開示。発電事業者が発電容量（kW）や電力量（kWh）を切り出して入札を実施する一般電気事業者以外に売電することを認め、発電事業者の電力供給先の自由度を確保。
- 電源種別はあくまで経済合理性に基づいて選択されるべきことから、募集に際して電源種別（LNG火力、石炭火力等）を指定することはせず、運転条件別（ベース型、ピーク型等）に指定することを基本とする。
- 応札結果・落札結果については、入札を実施した一般電気事業者が案件毎に、落札者名や供給規模、運転条件等を公表。また、コスト低減効果を明らかにするため、契約価格の平均額と上限価格のかい離率を公表（落札者が1社のみ場合は公表せず）。

**【参考1】「電気料金制度・運用の見直しに関する有識者会議」報告書
関連部分抜粋**

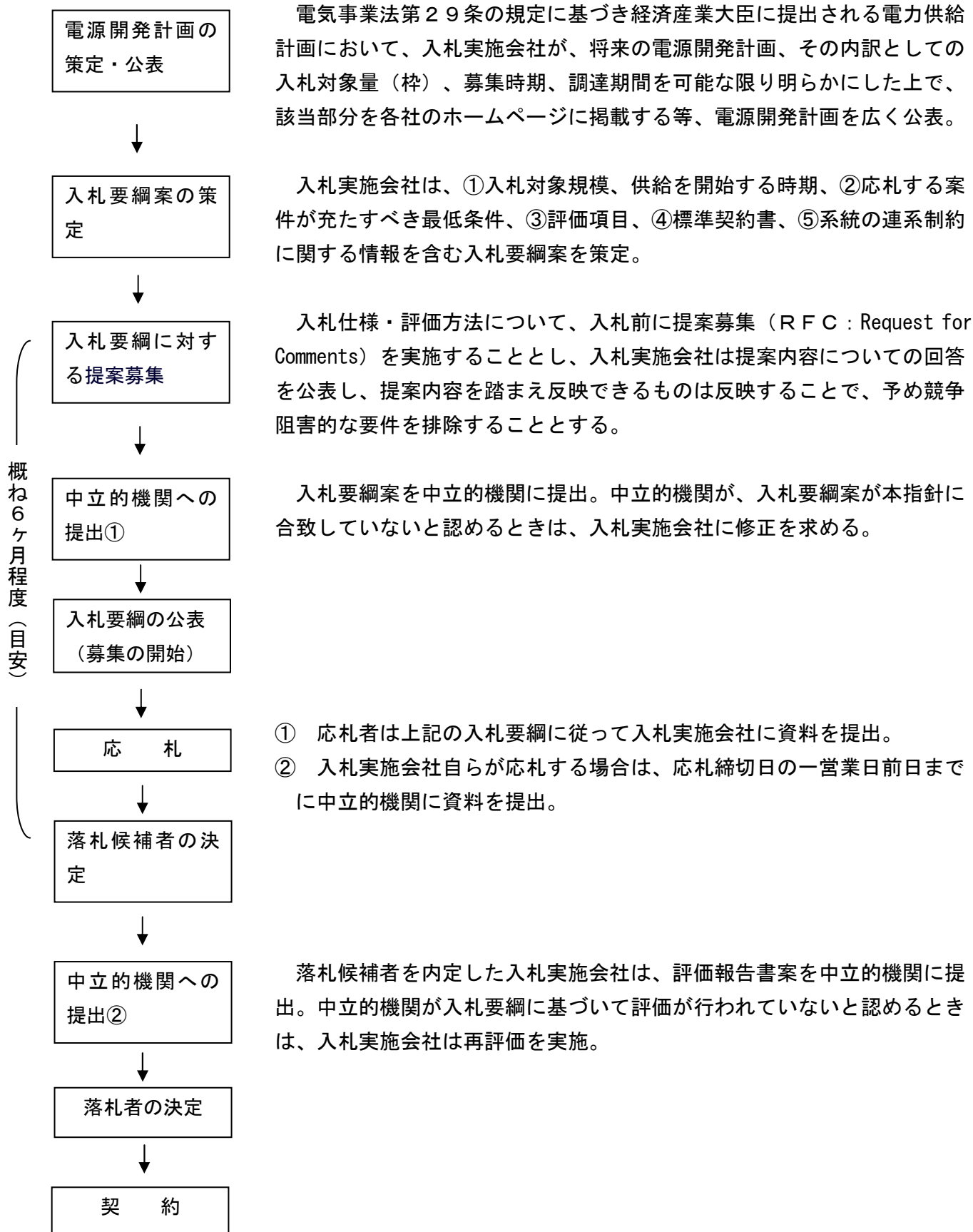
合理的な経営効率化努力を織り込んだ適正な原価の形成を促すためにも、今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースする場合は、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源についてI P P入札を実施することが適当である。

電気料金算定に当たっては、入札対象電源の料金認可プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ないものは、何らかの基準に基づき査定を行うこととすべきである。

(中略)

今後、本会議でのとりまとめを踏まえ、競争性の確保や環境面、安定供給等の観点も十分に勘案しつつ、行政において新しい火力入札の実施に当たっての指針を策定し、公表するべきである。

【参考2】入札のフロー



火力電源入札ワーキンググループについて

平成24年12月11日

資源エネルギー庁

1. 委員について

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授 (座長)
大山 力 横浜国立大学大学院工学研究院 教授
木村 研一 有限責任監査法人トーマツ パートナー
公認会計士
小山 堅 (財)日本エネルギー経済研究所 常務理事
新川 麻 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
細田 孝一 神奈川大学法学部法学科 教授
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社
マネージングディレクター

2. スケジュール

11月13日～11月27日	東京電力火力電源入札 募集要綱案に対する意見募集
<u>12月14日</u>	<u>第1回火力電源入札WG</u>
2月上旬	入札募集受付開始
5月下旬	入札募集受付締切
6月下旬	第2回火力電源入札WG
7月下旬	落札者決定